

# ＜袋井市立袋井北小学校いじめ防止基本方針＞

この袋井市立袋井北小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

### (2) いじめの基本的な考え方

学校は、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」という認識を持ち、教育活動全体を通じて「いじめは決して許されない」ことの理解を促していく。

ア いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気作りに努める。

イ いじめの未然防止のために、子ども一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。

ウ いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努める。

エ いじめの早期対応のために、学校・家庭・地域・専門家等と連携して速やかに対応する。

## 2 いじめの未然防止のための取組

### (1) 居場所づくり

ア 居心地のよい学年・学級づくり、機能的な学年・学級経営

イ 分かる授業づくりの推進

ウ 人権教育、道徳教育、情報モラル教育の推進

### (2) 絆づくり

ア 社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動の充実（自己有用感）

イ 学校行事、委員会活動、学級活動等における児童の自治的活動の充実

ウ 集団登校、ペア学年交流等を通して、異学年との交流活動を充実

エ 計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施

・「人間関係づくりプログラム」の実践等

オ 情報モラルに関する定期的な指導（「ネット社会の歩き方」を活用）

### (3) 保護者への啓発、関係機関との連携

・ホームページへの掲載と紹介等

## 3 いじめの早期発見のための取組

### (1) いじめ相談体制の充実

### (2) 相談機関の紹介

### (3) いじめ調査の実施

・6月、10月に実施するが、状況に応じて臨時に行う場合がある。

・調査結果をもとにして、担任が事実確認・指導を行う。

（内容や程度によっては、いじめ防止対策委員会で対応をする。）

(4) Q-U検査の実施（PDCAサイクル）

○5月 QUテスト（第1回）

- ・各クラスの結果について学年で検討会を行う。課題を明らかにし、目標と行動計画を立てる。（P）

○6月～9月 行動計画の実施（D）

○10月 QUテスト（第2回）

- ・各クラスの結果について学年で検討会を行う。前回との変容から目標と実態の整合性について点検する。（C）
- ・目標と行動計画の修正を行う。（A）

(5) 生徒指導研修会の実施（年3回実施）

- ・気になる子どもの表れを共有し、対応を検討する。
- ・QUの見方・読み取り方など、児童理解に役立つ研修を行う。

(6) ほほえみカードの活用（月例報告）

- ・毎月末に学級、学年の様子・問題行動・いじめ事案・不登校傾向を「ほほえみカード」に記入し、生徒指導が集約。

(7) 校内研修の活用

- ・全教職員でいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。また、事例研究を通して、いじめが発生する背景や対応方法等について知見を深める。

(8) 子ども支援ミーティングの実施（支援員との情報共有 月1回）

- ・定期的に支援員から「気になる児童」「気になる表れ」について聞き取りを行い、担任と情報共有する。
- ※全ての子どもについて普段から観察を怠らない、そして、ささいな変化であっても見落とさないように心がける。

(9) 生徒指導委員会の運用（月1回実施）

ア. 情報収集

運営委員会等で、各学年から①問題行動 ②困っている ③やや気になる行動などについての情報を収集する。また、「児童の行動の様子、表情や言動」「児童の書いたもの（作文・生活文等）」「友人関係」「出欠席状況」「学習状況」「家庭状況」等、多面的に情報を集めることで、事案が大きくなる前の問題把握に努める。

イ. 情報集約

集まった情報を精査する。アで集めきれなかった情報（校内教育支援センターや通級指導教室等による）の集約も行う。収集した情報を整理し、取組の優先順位をつける。

ウ. 取組計画の策定

問題の背景・家庭環境等、多角的に情報分析し、当該児童にどのようにアプローチするか話し合う。場合によってはSC・SSWの専門的見地も活用する。校内だけではなく、必要に応じて関係機関やPTA・地域などとも連携する。

エ. 役割分担、校内連携

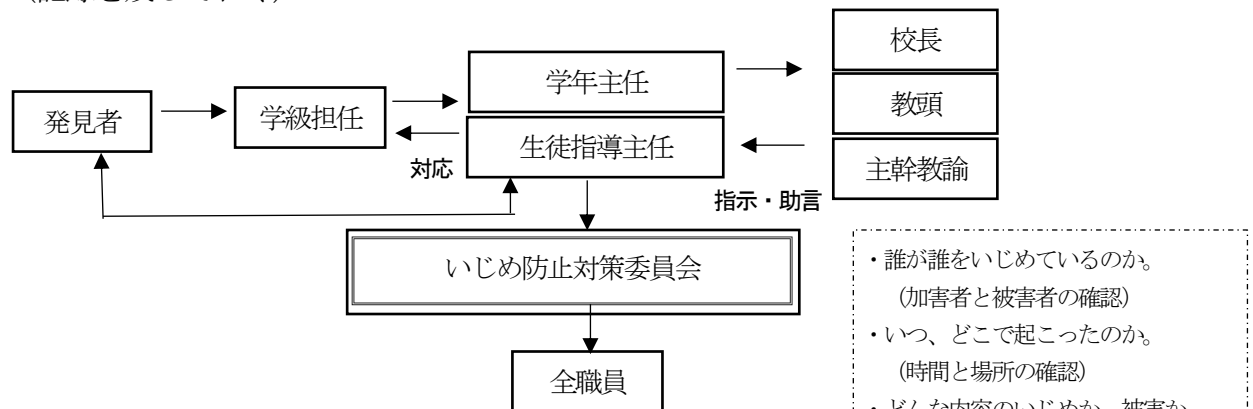
個々の負担を配慮して取組内容を伝える。「みんなで関わること」を教職員全員で再確認し、校内連携を図る。「何を達成すれば終了するのか」と「終了までの段階的な取組手順」を明確にする（予想される結果とそれに伴うリスクも可能な限り事前に共有しておく）

オ. 検証・点検

状況の変化に伴い、分担や取組の見直しを図る。生徒指導主任・教頭・学年主任等が連携し、取組を見直し微調整をしていく。

#### 4 いじめの早期対応のための取組

- (1) いじめではないかと気付いた教師は、いじめ防止対策委員会の担当者に報告  
(記録を残しておく)



- (2) いじめ対応の基本的な流れ

##### ア いじめ情報のキャッチ

- ① いじめ防止対策委員会に報告
- ② 校内いじめ対応チームを招集
- ③ いじめられた子、知らせてくれた子を徹底して守る。  
聞き取り及び見守りの体制を整備する。

##### イ 正確な情報把握

- ① 組織的に当事者双方、周りの子どもから聞き取り記録する。
- ② 個々に聞き取りを行う。関係職員で情報を共有し、事実を正確に把握する。
- ③ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

##### ウ いじめ防止対策委員会で収集した情報の整理をし、対応を検討する。

##### エ 指導体制、指導方針の決定

- ① 指導のねらいを明確にする。
- ② すべての教職員の共通理解を図る。
- ③ 対応する教職員の役割分担をする。
- ④ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

##### オ 子どもへの指導・支援

- ① いじめられた子を保護し、心配や不安を取り除く。
- ② いじめた子の事情について理解を示しながらも「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識をもたせる。加害者に対し、成長支援の視点をもつ。

##### (ア) いじめ防止対策委員会による指導

- (イ) (ア)が困難又は犯罪行為と認められた場合は、教育委員会と連絡を取り、警察署と相談をして対処

- (ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大なおそれがあるときは、直ちに警察署に通報

##### カ 保護者との連携

- ① 直接会って、事実・経過の説明と具体的な対策について話す。
- ② 被害・加害を問わず保護者の協力を求め、今後の連携方法を話し合う。

##### キ その後の対応

- ① 継続的に指導や支援を行う。
- ② SC等の活用も含め、心のケアにあたる。
- ③ 再発防止策を明確に立案する。

\* 状況に応じて、袋井市教育委員会にネットパトロールを依頼する。

- ・ 誰が誰をいじているのか。  
(加害者と被害者の確認)
- ・ いつ、どこで起こったのか。  
(時間と場所の確認)
- ・ どんな内容のいじめか、被害か。  
(内容)
- ・ いじめをした動機は何か。  
(要因)
- ・ いじめのきっかけは何か。  
(背景)
- ・ いじめはいつ頃から、どのくらい続いているのか。(期間)

## 5 いじめ防止等のための校内組織

### (1) 袋井北小・いじめ防止対策委員会

①目的 いじめの防止等

②構成員

＜校内＞校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

＜外部＞スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、  
スクールサポーター、子ども支援室 等

③活動内容

・情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案

④開催時期（運営委員会と兼ねる）

・定期として、2ヶ月に1回開催する。また、いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。

## 6 重大事態への対応

学校が、法の第28条により、当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに市教委や関係機関へ報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次のとおり対応する。

(1) 重大事態の調査組織の設置

(2) 情報収集

(3) 情報の提供

(4) 調査結果を設置者に報告

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

## 7 学校評価への位置付け

・評価を生かし、改善に繋げる。